

山北町議会

議会のあり方検討委員会 審査報告書

～議会改革への取り組み～

議会のあり方検討委員会

平成25（2013）年1月31日

平成23年9月9日の全員協議会の決定で発足した「議会のあり方検討委員会」で審査をしてきた議会改革に関する最終報告です。議会改革活動の骨子は平成24年6月6日に中間報告としてまとめました。今回は7項に議員定数に関する審査結果を追加して最終報告としました。

平成25年1月31日

議会のあり方検討委員会審査報告

平成23年9月9日の全員協議会の決定で発足した「議会のあり方検討委員会」と「拡大議会のあり方検討委員会」審査の最終報告を行います。「議会のあり方検討委員会」の活動報告は平成24年6月6日に中間報告としてまとめました。

今回は7項に「拡大議会のあり方検討委員会」の審査結果を追加して最終報告とします。

1、 目的

この委員会は、先の選挙において、町民から「議会・議員の活動の様子が見えない」という意見が聞かれた。これを受け、議長が「住みよいまちづくりのために」議会改革を行うという意思表示をされ、議長の諮問委員会として発足した。その意思に沿って議会改革の方向性を示すことを目的とする。

2、 検討項目

- (1) 議会の見える化（議会報告会の実施、傍聴者に対するサービス）
 - (2) 議員の資質向上（議員間の議論の活性化、勉強会の実施）
 - (3) 議会活動・委員会活動活性化（常任委員会の調査研究の継続）
- の大きく3項目について検討する。

3、 運営方法

- (1) あり方検討委員会で審査した項目は、全員協議会に諮り承認を得る。
- (2) 条例、規則、規程の制定・改正は議運の所管であるので、あり方検討委員会では内容を議論し、結論を議運に上げる。
- (3) 議会基本条例は制定しない。制定する場合は議員の任期中（平成27年4月）とする。
- (4) 本会議での議決が必要となる事件は、平成24年12月までの議会に諮る。
- (5) 議員定数については全議員で構成する「拡大議会のあり方検討委員会」で議論する。

4、 委員会開催日と検討内容（平成23年9月9日～平成24年5月16日）

- | | | |
|-----|-------------|------------------------------------|
| 第1回 | 平成23年 9月15日 | （検討する内容の確認と進め方） |
| 第2回 | 平成23年10月13日 | （常任委員会、議会運営委員会、全員協議会の開催に関する課題と解決策） |
| 第3回 | 平成23年11月18日 | （前回のフォローアップ、議会傍聴規則） |

の見直し)

第4回 平成23年12月13日 (前回のフォローアップ、会議規則の見直し、山北町災害対策規程の原案審査)

第5回 平成24年1月17日 (会議規則の改正案決定、山北町議会災害対策規程案決定、全員協議会の運営規程案決定、議会報告会について)

第6回 平成24年2月10日 (議会報告会の大枠)

第7回 平成24年3月9日 (議会報告会の開催について)

第8回 平成24年4月4日 (広報広聴委員会と議会報告会実施規程)

第9回 平成24年5月16日 (議会報告会の実施組織と日程)

5、 具体的に検討して決定した事項

5-1 議会の見える化

(1) 議会報告会・意見交換会の開催

- ・議会の活動状況を報告するとともに町民の意見を聞き、必要なものは執行者側に働きかける。
- ・議会報告会は年1回以上開催する。
- ・連合自治会単位(三保、清水、共和、山北、岸、向原)に開催する。ただし、第1回は平成25年4月頃に1か所で自治会長、各種団体を対象に実施する。
- ・計画と推進は新設する広報広聴委員会が担当する。
- ・「山北町議会報告会実施規程」を制定し詳細を定める。

(2) 傍聴者に対するサービス(条例・規則・規程の制定、改正)

- ・「山北町議会傍聴規則」を現在の世相に合うよう改正した。
- ・「山北町議会会議規則」を最新の標準に合うように改正した。
- ・「山北町議会災害対策規程」を制定し、災害が発生した時の議会・議員の行動を規定した。

5-2 議員の資質向上

- (1) 常任委員会・議会運営委員会の運営について、課題を洗い出し改善の方法について審査し、全議員に徹底した。
- (2) 全員協議会の運営について課題を抽出し、改善策をまとめた。
- (3) 「山北町議会全員協議会の運営に関する規定」を制定し、全員協議会、意見交換会の位置づけを明確にした。
- (4) 地方自治法の改正に伴う、議会運営関連について専門家から講習を受けた。(講師：神奈川県町村議会議長会 参事 秋元孝男氏)
- (5) 予算、決算時の2常任委員会を別の時間に開催し、委員会に属さない議員が傍聴することにより内容をよく把握する。(当分続ける)

5－3 議会活動・委員会活動の活性化

- (1) 全員協議会の運営を町提案の事件に関する議論と意見交換会の場とし、議員間の議論を活発にする。
- (2) 町提案事件について議員間の議論を活発にして課題を掘り下げる。
- (3) 常任委員会の管轄する項目について、テーマを決めて継続的に調査を行い委員会の活性化に努める。調査結果は議会報告会で報告する。
- (4) 県外視察は委員会ごとに目的を明確にして報告をする。

5－4 組織の変更

- (1) 広報広聴委員会の設置
 - ・議会だより編集委員会を発展的解消して広報広聴委員会とする。
 - ・広報広聴委員会には広報分科会（議会だよりの編集）と広聴分科会（議会報告会の計画と推進）を設置する。
 - ・「山北町議会広報広聴委員会に関する条例」を制定する。
 - ・「山北町議会広報の発行に関する条例」を廃止する。

6. 制定・改正・廃止した（予定を含む）条例・規則・規程

- (1) 制定
 - ・山北町議会広報広聴委員会に関する条例
 - ・山北町議会報告会実施規程
 - ・山北町議会全員協議会の運営に関する規程
 - ・山北町議会災害対策規程
- (2) 改正
 - ・山北町議会傍聴規則
 - ・山北町議会会議規則
- (3) 廃止
 - ・山北町議会広報の発行に関する条例

添付資料

- ・委員会まとめ第1回～第9回（PDF）

委員会	委員長	川村俊治
	副委員長	府川輝夫
	委員	藤原 浩
		石田照子
		佐藤光男
		瀬戸恵津子

7. 拡大議会のあり方検討委員会（議員定数に対する考え方）

議員定数については、全議員で構成する「拡大議会のあり方検討委員会」で審査を行い、議員定数に対する議会の考え方を整理しました。結果は議会報告会・意見交換会で町民に公開し、広く意見を求めることとしました。

7-1 議員定数を論ずるに当たっての切り口として次の5点を設定した。

- (1) 議会の機能は何か：「民意吸収」「監視」「政策立案」
- (2) 議員間討議の重要性がいわれるが、それに耐えうる委員会の人数は
- (3) 定数の上限撤廃が行われた（地方自治法の改定）意味をどう考えるか
- (4) 行政改革と議会改革は論理が違うのではないか
- (5) 町民の要求にどう向き合うのか

7-2 委員会開催日

- | | | |
|-----|------------|-----------------|
| 第1回 | 平成24年3月16日 | 切り口を示して自由討議 |
| 第2回 | 平成24年5月16日 | 識者の考えの資料を配布して討議 |
| 第3回 | 平成24年10月9日 | 今までの意見に対して議論 |
| 第4回 | 平成24年11月6日 | 集約に向けて意見の整理 |

7-3 議員定数について4回の議論を行ってきたが、現在「削減すべき」と「現状維持」に分かれている。数的には現状維持が多い。それぞれの意見を集約すると次のようになる。

「削減」では

- ・人口1000人に対し議員一人という意見。
- ・他町との相対的關係、町民の意見、など。
- ・行政改革(費用の削減)の考えもある。

「現状維持」では

- ・議論を活発にするための委員会構成が可能な数が必要だ(委員会7～8名)。
- ・少ないと議会の意見が偏ってくる。各種の考えの人がいて議論が活発になる。町民に見える形で議員の仕事をしていくことだ。
- ・山北町は面積が広く、地域が分布している。住民の意見吸収は地域の議員でないと詳細がよくわからない。定数減らせば出られない地区が出てくる。
- ・近隣との相対的關係で減らしていけば削減のスパイラルになる。なぜ減らすのかの議論が必要だ。
- ・議員が減ると町と議会が一体化して議会の機能が働かない可能性がある。

7-4 今回、議会としての考え方は次の通りである。

(1) 議員定数は現状の人員を維持することが望ましい。

(2) 議会の見える化、議員の資質向上、議会の活性化を図り、町民の負託に応えられる議会に改革していく。

添付資料

- ・ 拡大委員会まとめ第1回～第4回
- ・ 第4回会議の結果を踏まえて定数に対する各議員の意見
- ・ 議員報酬額等一覧表(県内町村)

	議 長	池谷 莊次郎
委員会	委員 長	川 村 俊 治
	副委員 長	府 川 輝 夫
	委 員	原 憲 司
		渡 辺 良 孝
		藤 原 浩
		岩 本 章 治
		石 田 照 子
		佐 藤 光 男
		熊 澤 友 子
		瀬 戸 顯 弘
		小 栗 直 治
		鈴 木 登 志 子
		瀬 戸 恵 津 子